

公立大学法人大阪市立大学事務分掌規則

(平成18年4月1日規程第4号)

第1条 公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）の事務を処理する運営本部及び課は、次のとおりとする。

法人運営本部

総務課

職員課

経営管理課

大学運営本部

学務企画課

学生支援課

研究支援課

学術情報総合センター運営課

医学部・附属病院運営本部

庶務課

学務課

経営企画課

医事運営課

事業課

第2条 運営本部に本部長、課に課長を置く。

- 2 運営本部に事務部長及び担当課長を置く。
- 3 法人運営本部に学生サポートセンター開設準備室長を置く。
- 4 担当課長の職名には、理事長が定める所管事務を冠するものとする。
- 5 課に副課長及び担当係長を置くことがある。
- 6 担当係長の職名には、理事長が定める所管事務を冠するものとする。
- 7 特に必要があるときは、運営本部に調査役、企画監、参事及び副参事、課に副参事を置くことがある。
- 8 本部長は、法人の役職員のうちから理事長が命ずる。
- 9 調査役、事務部長、学生サポートセンター開設準備室、企画監、課長、担当課長、参事、副課長、副参事及び担当係長は、法人の職員のうちから理事長が命ずる。

第3条 本部長は、理事長の命を受けて法人及び大阪市立大学（以下「大学」という。）の事務を統理し、所属員を指揮監督する。

- 2 事務部長、課長、担当課長、参事、副課長、副参事及び担当係長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

第4条 事務部長は、所定の事務を所管するほか、理事長が定める事務を所管する。

- 2 担当課長は、所定の事務を専管するほか、理事長が定める事務を専管する。

- 3 担当係長は、所定の事務を所管するほか、理事長が定める事務を専管する。
- 4 調査役、学生サポートセンター開設準備室、企画監、参事、副課長及び副参事の事務分担は、理事長が定める。
- 5 担当係長以上を除く所属員の配置及び事務分担は、理事長が定める。

第5条 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定める事務部長が本部長の職務を行う。

- 2 事務部長に事故があるとき又は事務部長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定める職員が事務部長の職務を行う。
- 3 課長に事故があるとき又は課長が欠けたときは、副課長が課長の職務を行う。この場合において、副課長が2人以上あるときは、あらかじめ理事長が定めた順序で、課長の職務を行う。
- 4 副課長を置かない課の課長に事故があるとき又は課長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定める職員が課長の職務を行う。

第6条 法人運営本部の課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 役員会、経営審議会等に関すること
- (2) 法人及び大学の運営に係る企画及び調整に関すること
- (3) 法人及び大学の文書及び公印並びに規定の制定改廃に関すること
- (4) 法人及び大学の事務の進行管理及び事務改善に関すること
- (5) 運営本部及び課相互間の業務上の連絡調整に関すること
- (6) 大学の将来構想に関すること
- (7) 法人及び大学の広報等に関すること
- (8) 教職員及び学生の安全衛生に関すること
- (9) 他の運営本部及び課の主管に属しないこと

職員課

- (1) 教職員の人事、給与等に関すること
- (2) 業務改編に関すること
- (3) 学生サポートセンター開設準備に関すること

経営管理課

- (1) 法人の予算及び決算に関すること
- (2) 資金管理計画、資金調達、資金運用その他資金管理に関すること
- (3) 現金（有価証券を含む。）及び基金の出納管理に関すること
- (4) 入学料及び授業料の収納に関すること
- (5) 契約（医学部・附属病院運営本部の所管に属するものを除く。）に関すること
- (6) 物品に関すること
- (7) 所管不動産及び施設の管理及び整備に関すること

第7条 大学運営本部の課の事務分掌は、次のとおりとする。

学務企画課

- (1) 教育研究評議会等に関すること
- (2) 学部（医学部を除く。以下この条において同じ。）の教授会に関すること
- (3) 学部の教務に関すること
- (4) 学部の学生の厚生補導に関すること
- (5) 学部の附属施設に関すること
- (6) 大学院研究科（大学院医学研究科を除く。）に関すること
- (7) 学位審査手数料の徴収に関すること
- (8) その他学部の業務運営に関すること
- (9) 公開講座等に関すること
- (10) 文化交流センターに関すること
- (11) 人権問題研究センターに関すること
- (12) 学内文書の収受及び送達に関すること
- (13) 地域貢献推進本部に関すること

学生支援課

- (1) 全学共通教育に係る教務に関すること
- (2) 都市健康・スポーツ研究センター、大学教育研究センター及び英語教育開発センターに関すること
- (3) 学生の定員に関すること
- (4) 学生の入学、留学、転学部、転学科、退学、休学、復学、除籍、修了及び卒業に関すること
- (5) 教職課程及び教員免許に関すること
- (6) 入学検定料の収納に関すること
- (7) その他全学共通の教務に関すること
- (8) 外国人留学生に関すること
- (9) 学生の募集及び入学試験に関すること
- (10) 学生の修学、課外活動、就職等の支援に関すること
- (11) その他学生生活に関すること
- (12) 教育推進本部に関すること

研究支援課

- (1) 学術交流及び国際交流に関すること
- (2) 学術研究助成金に関すること
- (3) 教職員の職務発明その他法人の知的財産に関すること
- (4) 教育研究に係る専門的技術支援に関すること。ただし、医学部・附属病院運営本部の所管に属するものを除く。
- (5) 複合先端研究機構に関すること
- (6) その他学術奨励に関すること

- (7) 国際学術交流委員会等に関すること
- (8) 研究推進本部に関すること
- (9) 産学連携推進本部に関すること

学術情報総合センター運営課

- (1) 電子計算機及び情報ネットワークシステムの管理運営に関すること
- (2) 電子計算機に係る業務システムの開発及び管理に関すること
- (3) IT化に関すること
- (4) 学術情報総合センター運営委員会及び学術情報総合センター教員会議に関すること
- (5) 図書、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、整理、保存及び廃棄に関すること
- (6) 図書等の利用に関すること
- (7) 図書等の利用の相談及び調査に関すること
- (8) 他の大学の図書館等との間における図書等の相互利用に関すること
- (9) 医学分館に関すること

第8条 医学部・附属病院運営本部の課の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務課

- (1) 医学部（大学院医学研究科及び附属病院を含む。）及び大学院看護学研究科（以下「医学部等」という。）の文書、人事、給与等に関すること
- (2) 臨床研修医に関すること
- (3) 刀根山結核研究所に関すること
- (4) 医学部等の不動産及び施設の管理に関すること
- (5) 附属病院安全管理対策室に関すること
- (6) 医学部・附属病院運営本部の他の課の主管に属しないこと

学務課

- (1) 医学部等の教授会に関すること
- (2) 医学部等の教務に関すること
- (3) 医学部等の学生の厚生補導に関すること
- (4) 大学院医学研究科に関すること
- (5) 大学院看護学研究科に関すること
- (6) 医学部等の教育研究に係る専門的技術支援に関すること

経営企画課

- (1) 附属病院の運営の企画及び調査に関すること
- (2) 医学部等の予算、決算及び物品に関すること
- (3) 契約（医学部・附属病院運営本部の所管に属するものに限る。）に関すること

医事運営課

- (1) 附属病院における診療手続その他患者に関すること
- (2) 診療費の請求、収納その他診療関係事務に関すること
- (3) 医療相談、医療社会事業及び医療連携に関すること
- (4) 附属病院医療情報部に関すること

事業課

- (1) 医学部等に係る産学官連携に関すること
- (2) 医学部等における診療以外の事業の企画・運営に関すること

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条第4項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、当分の間、課に係主査を置くことができる。この場合において、係主査は、この規則中担当係長に含まれるものとする。

附 則（平成19年3月30日規程第27号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第32号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規程第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第66号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月31日規程第107号）

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日規程第112号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。